

船舶事故調査報告書

令和5年11月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年3月9日 05時38分ごろ
発生場所	広島県尾道市細島北方沖 長太夫礁灯標から真方位069° 370m付近 (概位 北緯34° 22.4′ 東経133° 08.6′)
事故の概要	貨物船松令丸は、東進中、また、押船光輝丸は、土運船陽照丸を押航して南東進中、松令丸と陽照丸が衝突した。
事故調査の経過	令和5年3月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 松令丸、497トン 136550、松栄株式会社 B 押船 光輝丸、19トン 280-40275広島、聖朋海運株式会社 C 土運船 陽照丸、総トン数不詳 なし、聖朋海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に凹損及び擦過傷 B なし C 右舷船尾部外板に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、レーダーを作動させ、法定灯火を表示し、船長Aが単独で船橋当直に当たり、岡山県笠岡市笠岡港に向かう目的で広島県尾道市細島北西方沖を約8ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により東進した。 船長Aは、レーダーと目視により、船首方に速力の遅い押船列（以下「B船押船列」という。）を、船尾方に貨物船（以下「D船」という。）を認め、D船がA船を追い越した後、D船が細島北方沖でB船押船列を左舷側から追い越す状況となったことを認めた。 船長Aは、細島とその北東方に位置する岩子島の間の水路に向けて右転するに当たり、同じような航路をとっているB船押船列もいずれ右転すると思ったが、A船が細島寄りを航行しており、B船押船列の船首方に可航水域も十分にあるので、A船がB船押船列を右舷側から追い越すまでB船押船列が右転することはないと思い、細島北方沖で

	右転した。 船長Aは、B船押船列が右転して左舷船首方の船間距離が狭まってきたので、右舵を2回取ったが、A船の左舷船首部とC船の右舷船尾部とが衝突した。 船長Aは、細島北方沖より手前で速力を落とし、B船押船列の左舷側から追い越していれば良かったと本事故後に思った。 B船は、C船の船尾部にB船の船首部を嵌合したB船押船列を構成し、船長Bほか2人が乗り組み、レーダーを作動させ、法定灯火を表示し、船長Bが単独で船橋当直に当たり、細島西北西方沖を約4.5knの速力で自動操舵により東進した。 船長Bは、細島北西方沖でB船押船列の船尾方約1海里に、A船とD船をレーダーと目視で認めたが、速力の遅いB船押船列を水路の右寄りに航行させていたので、A船とD船は、左舷側を追い越していくものと思い、細島北方沖で細島と岩子島間の水路に向け右転して南東進した。 B船押船列は、船長Bが、左舷側を追い越していくD船に注意を向け、同じ針路及び速力で航行中、A船に気付かず、A船と衝突した。
分析	A船は、東進中、船長Aが、A船が速力の遅いB船押船列を右舷側から追い越すまで、B船押船列が右転することはないと思い、B船押船列の右舷側を追い越そうとしたことから、細島と岩子島間の水路に向けて右転した後、同様に右転したB船押船列と衝突したものと考えられる。 B船押船列は、南東進中、船長Bが、後方のA船がB船押船列の左舷側を追い越していくものと思い、B船押船列の左舷側を追い越していくD船に注意を向け、細島と岩子島間の水路に向け右転して南東進したことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。 船長Bは、速力の遅いB船押船列を水路の右寄りに航行させていたことから、A船がB船押船列の左舷側を追い越していくものと思っていたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船が東進中、B船押船列が南東進中、船長Aが、A船が速力の遅いB船押船列を右舷側から追い越すまで、B船押船列が右転することはないと思い、B船押船列の右舷側を追い越そうとし、また、船長Bが、後方のA船がB船押船列の左舷側を追い越していくものと思い、左舷側を追い越していくD船に注意を向け、細島と岩子島間の水路に向け右転して南東進したため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、他船を追い越す際、やむを得ずその船舶に接近する状況

	に陥った場合、その船舶の協力動作を期待せず、定められた追い越し信号を行うとともにVHF無線電話で相互に操船意図を確認し、状況に応じて減速して追い越しを止め、その船舶から離れるなどの措置を採ること。 ・ 船長は、自船の船尾方に速力の速い他船を認めたときは、追い越されることにも留意して船尾方も含めた適切な見張りを行うとともに、相手の動静を監視して、接近するようであれば速やかに衝突を避ける措置を採ること。
--	--